横浜市地区センター条例施行規則

制　　定　平成 15 年 10 月 3 日規則第 93 号
最近改正　平成 18 年２月 24 日規則第 13 号

（趣旨）

第１条　この規則は、横浜市地区センター条例（昭和 48 年６月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）　の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　地区センターの開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日における開館時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　区長は、前項の規定にかかわらず、当該地区センターの利用状況等を考慮して、開館時間を別に定めることができる。

３　区長は、前２項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第３条　地区センターの休館日は、１月１日から１月４日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までとする。ただし、別表に掲げる地区センターにあっては、１月１日から１月３日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

２　区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

（指定管理者の公募）

第４条　区長は、条例第５条第２項本文の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

２　区長は、前項の指定の基準を定めるに当たっては、地区センターが、地域住民が自主的に活動し、及び相互の交流を深めることのできる場であることを考慮しなければならない。

（指定申請書の提出等）

第５条　指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を区長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、条例第５条第３項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
(2)　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
(3)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
(4)　当該地区センターの管理に関する業務の収支予算書
(5)　その他区長が必要と認める書類

（利用料金の後納）

第６条　条例第８条第３項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

（利用料金の減免）

第７条　条例第９条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1)　本市が主催し、又は共催する行事のために利用する場合　利用料金の全額
(2)　その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合　市長の承認を得て指定管理者が定める額

（利用料金の返還）

第８条　条例第 10 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1)　条例第７条第１項の規定により許可を受けた者（次号において「利用者」という。）の責めに帰することができない事由により条例別表第２に掲げる施設の利用ができなくなった場合　既納の利用料金の全額
(2)　利用者が利用日の７日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合　既納の利用料金の全額

（委任）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 16 年２月規則第８号）

この規則は、平成 16 年３月 26 日から施行する。

附　則（平成 16 年４月規則第 53 号）

この規則は、平成 16 年５月 15 日から施行する。

附　則（平成 17 年５月規則第 81 号）

この規則は、平成 17 年５月 22 日から施行する。

附　則（平成 17 年５月規則第 82 号）

この規則は、平成 17 年７月１日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成 17 年 12 月規則第 144 号）

この規則は、平成 18 年１月１日から施行する。

附　則（平成 18 年２月規則第 13 号）

この規則は、平成 18 年３月 22 日から施行する。

別表（第３条第１項）

（平 16 規則８・平 16 規則 53・一部改正）

横浜市潮田公園コミュニティハウス
横浜市鶴見市場コミュニティハウス
横浜市幸ケ谷公園コミュニティハウス
横浜市浅間コミュニティハウス
横浜市戸部コミュニティハウス
横浜市中本牧コミュニティハウス
横浜市浦舟コミュニティハウス
横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス
横浜市睦コミュニティハウス
横浜市桜道コミュニティハウス
横浜市桜ケ丘コミュニティハウス
横浜市鶴ケ峰コミュニティハウス
横浜市滝頭コミュニティハウス
横浜市柳町コミュニティハウス
横浜市菊名コミュニティハウス
横浜市青葉台コミュニティハウス
横浜市中田コミュニティハウス

別記様式(第５条第１項)

指定申請書

年　　月　　日

(申請先)

横浜市　　区長

所在地

申請者　団体名

代表者氏名

次の地区センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

地区センター

横浜市　　コミュニティハウス

集会所

スポーツ会館

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

(1)　事業計画書

(2)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3)　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(4)　指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(5)　当該地区センターの管理に関する業務の収支予算書

(6)　その他区長が必要と認める書類